

平成30年分の扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表

◎ この表の使い方は、110ページを参照してください。

① 控除対象扶養親族の数に応じた控除額					
人 数	控 除 額	人 数	控 除 額		
な し	380,000 円	4 人	1,900,000 円		
1 人	760,000	5 人	2,280,000		
2 人	1,140,000	6 人	2,660,000		
3 人	1,520,000	7 人以上	6人を超える1人につき380,000円を2,660,000円に加えた金額		
② 障害者等の控除額がある場合	イ 同居特別障害者に当たる人がいる場合	1人につき		750,000 円	
	ロ 同居特別障害者以外の特別障害者に当たる（人がいる）場合	1人につき		400,000 円	
	ハ 一般の障害者、一般の寡婦、寡夫又は勤労学生に当たる（人がいる）場合	左の一に該当するとき 各		270,000 円	
	ニ 所得者本人が特別の寡婦に当たる場合			350,000 円	
	ホ 同居老親等に当たる人がいる場合	1人につき		200,000 円	
	ヘ 特定扶養親族に当たる人がいる場合	1人につき		250,000 円	
	ト 同居老親等以外の老人扶養親族に当たる人がいる場合	1人につき		100,000 円	

◎ 控除額の合計額は、「①」欄及び「②」欄により求めた金額の合計額となります（この合計額を、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑬」欄に記載します。）。

◎ 「①」欄の控除対象扶養親族の数には、控除対象配偶者（19ページ参照）の数は含みません。

◎ 同一生計配偶者（15ページ参照）に係る障害者控除は、「②」欄に含めて計算します。

◎ 配偶者控除額及び配偶者特別控除額については、「平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」により求め、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「配偶者（特別）控除額⑭」欄に記載します。

(注) 1 「①」欄の控除額には、基礎控除額380,000円が含まれています。

2 「②」欄のイからトまでの控除額は次のようになっています。

(1) 「イ」欄の750,000円……障害者控除額（同居特別障害者）の750,000円

(2) 「ロ」欄の400,000円……障害者控除額（特別障害者）の400,000円

(3) 「ハ」欄の270,000円……障害者控除額（一般の障害者）、寡婦控除額（一般の寡婦）若しくは寡夫控除額又は勤労学生控除額の270,000円

(4) 「ニ」欄の350,000円……寡婦控除額（特別の寡婦）の350,000円

(5) 「ホ」欄の200,000円……控除対象扶養親族が同居老親等に該当する場合の扶養控除額の割増額200,000円（580,000円－380,000円）

(6) 「ヘ」欄の250,000円……控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合の扶養控除額の割増額250,000円（630,000円－380,000円）

(7) 「ト」欄の100,000円……控除対象扶養親族が同居老親等以外の老人扶養親族に該当する場合の扶養控除額の割増額100,000円（480,000円－380,000円）